

教義第2425号
令和4年8月30日

各市町村（組合）教育委員会教育長 殿
各 教 育 事 務 所 長

山梨県教育委員会教育長
(公印省略)

「新型コロナウイルス感染拡大防止への協力要請」に基づく
教育活動について（通知）

本県において、引き続き、感染防止対策を講じていく必要があることから、山梨県知事からの協力要請が8月29日付けで出されました。これを受け、令和4年8月29日付け教企第608号「新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく臨時特別協力要請について」を通知したところです。

つきましては、児童生徒の健康や安全を守ることを優先し、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、当該協力要請や文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～（2022.4.1 Ver.8）」に従い、地域の感染レベル「レベル2」相当の感染症対策を徹底するとともに、次の対応について検討をお願いします。

なお、令和4年5月27日付け教義第1065号の通知は8月29日付けで廃止するとともに、今後の状況の変化に応じて、本通知の内容を変更することがあることを申し添えます。

(1) 対象期間

○8月29日（月）から11月30日（水）まで

(2) 期間中の配慮事項

○換気については、エアロゾルによる感染を防止するため、屋内における活動場所の換気の徹底につとめてください。

・教室や体育館等では、窓を開放して換気扇、扇風機等を効果的に活用しながら、こまめに空気の入れ換えをしてください。

・部活動においては、活動前後の更衣室や食事場所、移動用車両等を利用する際に換気を徹底してください。

○手指消毒、昼食の摂り方等、各学校における感染防止対策を適切に講じ、児童生徒・保護者が安心して教育活動に取り組める環境を整えてください。特に、マスクを外すことが必須である昼食時には、黙食又は十分な身体的距離を確保してください。

○マスクの取扱いについては、令和4年5月24日付け文部科学省「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について」を参考にしてください。特に、公共交通機関を利用する場合には、マスクを着用するなどの感染症対策を行うよう指導してください。

- 学校において感染者が確認された場合、引き続き、令和4年5月27日付け教保体第642号及び令和4年7月26日付け教保体第1166号で示す方法により対応してください。
- 濃厚接触等のやむを得ない事情により学校に登校できない児童生徒に対して学習機会を確保してください。
- 学校内、家庭内での感染拡大を防止していくため、以下のことについて行うようお願いします。
 - ・毎日検温し、発熱等の症状が少しでもある場合には、学校に連絡した上で自宅で休養すること。また、このことを保護者へ周知すること。
 - ・同居する家族にも上記と同様の症状がみられる場合は、必ず登校を見合わせる。
 - ・登校の際は、校舎に入る前に必ず検温カード等をチェックし、児童生徒の健康状態を確認すること。

(3) 部活動

- 感染拡大防止の実効性を担保するため、必要な活動に留めるようお願いします。
 - ・活動に当たっては、「学校の新しい生活様式を踏まえた部活動の再開に関するガイドライン（第5版）（令和3年7月19日改訂）」の「6 地域の感染レベルを踏まえた部活動の段階的な進め方」で示す第6ステージまでの活動を可能とする。
 - ・その際、マスクの着用については、生徒の健康を最優先にし、本通知を受けて一部改訂する「日常の運動部活動と交流活動・各種大会における具体的な感染防止対策」、「日常の文化部活動と交流活動・各種大会における具体的な感染防止対策」（令和4年8月30日付け教保体第1386号）を参考にしながら、必要最小限となるよう部員数や施設の広さなど部活動を行う環境等に応じて工夫すること。（なお、この別途示す感染防止対策資料は、高等学校を対象とした資料になりますので参考にしてください。）
 - ・教育内大会等（上位大会含む）への出場については、生徒、保護者と十分に相談の上、参加の是非を検討すること。

(4) 行事等

- 学校行事や集会、PTA会議等については、オンラインの活用など実施方法等も含めて検討し、感染防止対策を徹底した上で実施してください。
- 修学旅行等については、目的地の感染状況を踏まえ、実施等の判断は慎重に行ってください。また、実施する場合には、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～（2022.4.1 Ver.8）」に示されているように、一般社団法人日本旅行業協会等の「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（第5版）」等をもとに、旅行事業者等と連携して感染防止対策に取り組んでください。

(5) その他

- 職員室の分散化やオンラインを活用した職員会議の開催など、教職員同士の接触機会の低減に努めてください。また、感染・濃厚接触等で教職員の相当数が勤務できない状況を想定し、学習機会の確保に向けた準備を行ってください。

○2回目のワクチン接種後5か月を経過した学校職員等に対し、できる限り3回目の接種を受けていただくよう、また4回目の接種対象となる場合は、早期の接種を推奨するので、積極的な検討をお願いします。なお、学校職員等の接種に当たっては、休暇の取得など勤務環境に配慮してください。(児童生徒のワクチン接種については、下記の※を参照)

※児童生徒のワクチン接種等について

ワクチンには、コロナウイルスによる発熱や、だるさ、咳などの症状を予防する効果があることから、「新型コロナウイルスワクチンの大切なお知らせ」を配付するなど保護者の理解を得た上で児童生徒にワクチン接種を受けていただくよう、その必要性を児童生徒及び保護者に情報提供をお願いします。

また、学校において、児童生徒が新型コロナワクチン接種を受ける又は受けないこと、マスクの着用の有無によって、差別やいじめなどが起きることのないよう、それぞれの判断は尊重されるべきであることなどを児童生徒に指導するとともに、保護者に対しても理解を求めるよう周知をお願いします。

義務教育課 教育指導担当
Tel 055-223-1764

保健体育課 学校体育担当
Tel 055-223-1783